

7 障害者虐待防止の体制整備の推進について

- 平成23年6月17日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立。
- 今後、平成24年10月の法律の円滑な施行に向けて、障害者虐待防止のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題。

- 本法律においては、障害者の虐待の防止に係る国や自治体の責務が定められるとともに、市町村及び都道府県の部局又は施設が障害者虐待の通報窓口や相談等を行う市町村障害者虐待防止センター、都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすこととされたところ。

※ 法律において規定された地方公共団体の責務等の具体的内容については、施行通知等を参照。

- 各都道府県におかれては、法律の円滑な施行に向けて、市町村をはじめ、関係機関、関係団体等に対し、本法律における障害者虐待の通報義務等の周知徹底を図るようお願いする。

また、今年度から研修などの事業の実施に確実に取り組むとともに、障害者虐待防止対策支援事業や地域移行のための安心生活支援事業の活用等により管内市町村における関係機関との連携強化や相談体制の強化等が推進されるよう、必要な支援をお願いする。

※ 現在行っている障害者虐待防止対策支援事業の追加協議においても、今年度の事業実施を積極的に受け付けることとしているので、改めて事業実施の検討をお願いする。

- なお、今後、法律の具体的な運用に係るマニュアルの作成、障害者虐待防止の取組を推進するための会議の開催等について、検討することとしている旨を申し添える。

8 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう（改正後障害者基本法2条1号）。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
〔市町村の責務〕 相談等、居室確保、連携確保 〔スキーム〕 	〔設置者等の責務〕 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 〔スキーム〕 	〔事業主の責務〕 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 〔スキーム〕

- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）